

町有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 2 年 1 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 入札に関する事項

区分番号	売却物件名	面積	予定価格	入札保証金
R1-03	寒川駅北口 宅地 (高座郡寒川町岡田 一丁目 4 番 2)	115.46 m ²	23,100,000 円	2,310,000 円
R1-04	寒川駅北口 宅地 (高座郡寒川町岡田 一丁目 8 番 17)	136.37 m ²	25,500,000 円	2,550,000 円
R1-05	寒川駅北口 宅地 (高座郡寒川町岡田 一丁目 20 番 11)	201.58 m ²	37,300,000 円	3,730,000 円

備考 予定価格には、取引に係る消費税及び地方消費税が含まれている。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 寒川町暴力団排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等または暴力団経営支配法人等に該当すると認められる者
- (3) 寒川町インターネット公有財産売却ガイドライン、ヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾しない者および遵守できない者
- (4) 参加仮申し込みの時点で 20 歳未満の者
- (5) 公有財産売却に関する手続を支障なく行うために必要な日本語力を有しない者
- (6) 日本国内に住所および連絡先がない者

3 入札の方法等

- (1) ヤフー・官公庁オークションにおけるインターネット公有財産売却システム（以下「財産売却システム」という。）を利用し、入札を行う。予定価格とはあらかじめ寒川町が定めた最低売却価格であり、この金額以上の入札を有効とする。
- (2) 入札参加手続等については、寒川町インターネット公有財産売却ガイドラインに従って行う。
- (3) 代理人が入札を行う場合における必要書類等は、寒川町ホームページに掲載する。

4 入札参加申込書、売却物件資料等

- (1) 寒川町一般競争入札（インターネット公有財産売却）参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）は、寒川町ホームページ上の「関係資料・様式集」から印刷する。
- (2) 売却物件の概要、画像等は、ヤフー・官公庁オークションの寒川町公有財産売却サイトにおいて公開する。

5 売却物件の下見会の場所及び日時等

下見会は実施しない。

6 入札の参加申込

- (1) 次号に掲げる期間中に財産売却システムにより、入札参加仮申し込み手続を行うとともに、本申込み手続として、入札参加申込書及びその添付書類を、第 18 条の(1)から(2)に示す担当部局に、郵送又は持参により提出する。（郵送の場合は申込締切日消印有効とする。）

- (2) 入札参加申込期間は、令和 2 年 1 月 15 日（水）午後 1 時から令和 2 年 2 月 4 日（火）午後 2 時までとする。

7 入札保証金

- (1) 予定価格の 100 分の 10 に相当する額を銀行振込により納付する。
- (2) 納付された入札保証金は、落札者を除き入札期間終了後に還付する。
- (3) 入札保証金には、利子を付さない。
- (4) 落札者が期限までに売買契約を締結しないときは、落札者の納付した入札保証金は寒川町に帰属する。

8 入札

入札参加資格を有する者は、令和 2 年 2 月 19 日（水）午後 1 時から令和 2 年 2 月 26 日（水）午後 1 時までに入札価格を財産売却システム上に登録する。なお、この登録は 1 度しか行うことができない。

9 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 寒川町契約規則（昭和 50 年寒川町規則第 5 号）第 16 条の規定に該当する入札
- (2) 売却物件の買受けについて、一定の資格等を必要とする場合で当該資格等を有していない者の入札
- (3) 虚偽の申込み等を行った者による入札
- (4) 寒川町が定めるガイドライン等に記載する無効な入札に該当する入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

10 開札

寒川町は、令和 2 年 2 月 26 日（水）午後 1 時の入札の締切後ただちに、財産売却システム上において物件ごとに開札を行い、予定価格以上の入札価格で、かつ、最高入札価格により入札した者を落札者として決定する。ただし、最高入札価格の入札者が 2 者以上いるときは、くじ引き（自動抽選）により落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、その落札した売却物件について、令和 2 年 3 月 13 日（金）午後 5 時までに寒川町と売買契約を締結する。なお、期限までに契約を締結しなかった場合は、売り払いの決定を取り消し、納付した入札保証金は町に帰属させ返還しない。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

12 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、納付された入札保証金額と同額とし、入札保証金充当申出書兼契約保証金充当申出書または契約保証金充当申出書の提出をもって当該入札保証金の全額を契約保証金に充当する。
- (2) 契約保証金には、利子を付さない。

13 売買代金の支払方法等

- (1) 売買代金からすでに納付された契約保証金の全額を控除した金額を寒川町の指定する金融機関に振込む。
- (2) 前号に掲げる残金は、令和 2 年 4 月 15 日（水）午後 2 時 30 分までに納付する。
- (3) 売買代金を全額納付した時点で所有権は、落札者に移転する。

14 売却物件の引渡し等

- (1) 寒川町は、売買代金の納付の事実を確認した後、寒川町が指定する場所において、落札者に現況有姿のまま売却物件を引渡す。なお、引渡場所からの移送等、売却物件の所有権移転後に要する一切の費用は、すべて落札者の負担とする。

- (2) 引渡しの際に代理人が引取る場合には、委任状を寒川町に提出する。
- (3) 引渡し後、落札者は、当該売却物件に係る受領書を寒川町に提出する。
- (4) 引き渡しは、寒川町が売買代金が全額納付されたことを確認した日から 30 日以内に行う。
- (5) 落札者は、物品の引き渡しを受けた日の翌日から起算して 30 日以内に、関係法令（車両であれば道路運送車両法等）に基づく手続きを行い、それを確認できる書面の写しを寒川町に提出しなければならない。

15 危険負担

契約締結時から売却物件の引渡しまでに寒川町の責めに帰すことができない事由により滅失、毀損等が生じた場合、寒川町に対して売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約を解除することは一切できない。

16 瑕疵担保責任

契約締結後、売却物件にいかなる瑕疵を発見しても、寒川町に対して売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約を解除することは一切できない。

17 その他

- (1) 入札参加者は、寒川町ホームページのインターネット公有財産売却サイト、寒川町インターネット公有財産売却ガイドライン等を確認し、その条項を遵守すること。

18 入札及び契約に関する事務を担当する部局

- (1) 区分番号 R1-03
売却物件名 寒川駅北口 宅地 115.46 m²（高座郡寒川町岡田一丁目 4 番 2）
ア 名 称 寒川町拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所
イ 所 在 地 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地
ウ 電話番号 0467-74-1111（代表）
- (2) 区分番号 R1-04
売却物件名 寒川駅北口 宅地 136.37 m²（高座郡寒川町岡田一丁目 8 番 17）
ア 名 称 寒川町拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所
イ 所 在 地 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地
ウ 電話番号 0467-74-1111（代表）
- (3) 区分番号 R1-05
売却物件名 寒川駅北口 宅地 201.58 m²（高座郡寒川町岡田一丁目 20 番 11）
ア 名 称 寒川町拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所
イ 所 在 地 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地
ウ 電話番号 0467-74-1111（代表）